

No.1 機関名:山口大学

指導・改善事項
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】</p> <p>○ 研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを明確に周知していなかったため、令和4年度のコンプライアンス教育(令和4年 11 月実施予定)のテキストに盛り込み周知することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置</p> <p>○ 不正防止計画の実施状況の確認については、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画で設定したコンプライアンス推進月間の取組の中で、「不正防止計画の実施状況に関する再点検チェックリスト」及び「内部監査結果の周知に関するチェックリスト」を新たに作成し、コンプライアンス推進責任者に対してチェックリストを基に自部局の実施状況を確認させ、チェックリスト及びエビデンス資料を統括管理責任者に提出させて確認している。</p> <p>※実施状況の確認のばらつきをなくすため、チェックリストにより統一した確認を行っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】</p> <p>○ 研究者の出張計画の実行状況については、不正防止計画に、「勤務時間監督者は、旅行命令簿で旅行計画を把握し、就業支援システム等で確認するとともに、出張状況の確認は必ず複数者で行う。」と規定し、各部局において出張計画の把握・確認を実施しており、コンプライアンス推進責任者も実施状況の確認を行っている。</p> <p>※旅費の不正受給を防止するために、必ず複数人による確認を実施するようにしている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <p>○ ガイドラインで示されている不正発生要因に対して、対応策の有効性と、対応策の運用状況の二つの観点で検証し、不正発生要因をリスクマッピングすることにより分析・把握するとともに、監査計画の立案へ反映している。</p> <p>※不正発生要因の分析・把握により、確認すべき項目を抽出したうえで、適切な内部監査を実施している。</p>

No.2 機関名:鹿屋体育大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>イ 調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 規程において、調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査することが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。</p> <p>エ 認定</p> <p>○ 規程において、調査を行う調査委員会ではなく、第三者を含まない別の委員会が不正を認定することとなっていたため、調査委員会が不正を認定するよう、令和5年3月までに規程を改正することとした。</p> <p>オ 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 規程において、告発等の受付から 210 日以内に、最終報告書を配分機関に提出することが明確に定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】</p> <p>○ 物品購入要項において、設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認することが明記されていなかったため、令和5年3月までに物品購入要項を改正することとした。</p> <p>【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○ 物品購入要項において、成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが定められていなかったため、令和5年3月までに物品購入要項を改正することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>3 職務権限の明確化</p> <p>○ 新たな外部資金獲得者に対して、事業開始前に事務職員との打ち合わせを行い、教員用事務手続きマニュアルを基に学内における各種手続きについて確認している。</p> <p>※事前に個別にルール等を説明することにより、研究費不正防止対策を実施している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】</p> <p>○ 全教職員へメールにて予算の適正執行を促し、また、毎年度の年間支出決議額データを分析し、特定の業者に偏った発注となっていないか確認している。</p> <p>※事前に全教職員に対して、適正な執行を促すことで、研究費不正防止対策を実施している。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査手順を示したマニュアルについて】</p> <p>○ 内部監査マニュアルにおいて、監査項目及び点検事項を明記するとともに、各項目に応じたチェックリストを作成して、体制整備などを含む内部監査を実施している。</p> <p>※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。</p>

No.3 機関名:大学共同利用機関法人自然科学研究機構

指導・改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【コンプライアンス推進副責任者について】

- 一部のコンプライアンス推進副責任者について、職名を機関外に周知・公表していなかったため、令和4年10月に機関のホームページに掲載した。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

- 規程において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘の取扱いが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規程において、第三者の調査委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならぬことが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。

エ 認定

- 規程において、調査を行う調査委員会ではなく、第三者を含まない別の委員会が不正を認定することとなっていたため、調査委員会が不正を認定するよう、令和5年3月までに規程を改正することとした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の検収業務について】

- 検査事務実施要領において、検収の際は、発注データ(発注書や契約書等)と納入された現物を照合するとともに、据え付け等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認することが定められていなかったため、令和5年3月までに検査事務実施要領を改正することとした。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

- 財務会計システムによる契約実績の分析により、特定の業者や発注時期等の偏り等の状況について把握できるようにしている。
※業者との契約が適切に実施されているか、計画的に予算執行されているかを把握することにより、不正防止対策を実施している。

【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】

- 毎年度、少額資産等の抽出実査を実施している。
※業者による持ち帰りや反復使用がないか、研究者による換金が行われていないか、物品を確認することにより不正防止対策を実施している。

No.4 機関名:国立研究開発法人防災科学技術研究所

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規程において、第三者の調査委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことが定められていなかったため、令和5年1月までに規程を改正することとした。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- コンプライアンス等について解説したコンプライアンスガイドブック、通報・相談窓口の案内が記載されたコンプライアンスカードを職員に対し配付して利用している。
※ガイドブックやカードを配付することにより、いつでも確認できるようにしている。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】

- 事務部門の担当職員による検収後、研究室に物品が納品されたら、発注部署の事務担当者(発注者以外)から検収部署へ受領確認メールを送信している。受領確認メール、若しくは検査完了の連絡を受けるまでは、支払に回付しないこととしている。
※納品されたことを確実に確認する方法として、メールでの通知を行うことを取り入れ、不正防止に取り組んでいる。

No.5 機関名:国立研究開発法人物質・材料研究機構

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)</p> <p>【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 不正を行わないことについて、誓約書2ページ目に掲載した行動規範抜粋の記載をもって充てていたため、令和4年12月までに誓約書本文内に明示することとした。</p> <p>4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【告発窓口等について】</p> <p>○ 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口において、告発者の保護については内部規程を定めている旨の記載のみとなっていたため、令和4年9月に通報窓口のページへ記載し明確にした。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>イ 調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 規程において、第三者の調査委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならないことが定められていなかったため、令和4年12月までに規程を改正することとした。</p> <p>オ 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 規程において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出することが定められていなかったため、令和4年12月までに規程を改正することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【物品・役務の発注業務について】</p> <p>○ 短期間に同一要求担当者が同一業者に対して複数回発注伝票を会計システム上で起票しようとする場合、システム上で注意喚起を行うとともに理由の明記、もしくは理由書添付を求め、必要に応じて当該データの抽出、分析をすることで、特定業者への発注の偏り等の不自然な執行の有無を把握し、それをもとに必要に応じて予算管理者等に対する注意喚起を行い、予算の適正執行を促すとともに、リスクに応じた対応が図られている。</p> <p>※取引業者との癒着等の防止対策を実施している。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】</p> <p>○ 非常勤雇用者の雇用管理について、採用面接審査を募集部署で行う際には、他部署の職員を面接者として含めることを原則としており、採用後は、入退出時刻の客観的な記録を基礎として記録できる勤怠システムにて運用するなど、研究室任せにならないよう、採用、雇用管理を行っている。</p> <p>※研究室任せにならないよう、採用、雇用管理を実施し、不正防止に取り組んでいる。</p>

No.6 機関名:国立研究開発法人理化学研究所

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)</p> <p>【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】</p> <p>○ コンプライアンス教育を実施していたが、コンプライアンス教育に関する実施計画を策定していなかったため、令和5年3月までに策定することとした。</p> <p>【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <p>○ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めていなかったため、令和5年3月までに規程を改正し、誓約書等の提出を求めることとした。</p> <p>4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>イ 調査委員会の設置及び調査</p> <p>○ 規程において、調査が必要と判断された場合は、機関に属さない第三者を含む調査委員会を設置することが明確に定められていなかった、また、機関関係者も調査委員会の委員に含まれるが、「調査委員会の委員は、研究所及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者」と定めており矛盾していたため、令和5年3月までに規程を改正することとした。</p> <p>オ 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 規程において、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定することが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【コンプライアンス教育における取扱いについて】</p> <p>○ 内部監査結果を構成員に対して周知していなかったため、令和4年12月までに周知することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置</p> <p>○ 不正防止計画に基づく発生要因と対応する計画の報告様式を用いて、不正防止計画の実施状況のモニタリングを行っている。</p> <p>※実施状況の確認のばらつきをなくすため、報告様式により統一した確認を行っている。</p>

No.7 機関名:国立研究開発法人海洋研究開発機構

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

- 啓発活動を実施していたが、啓発活動に関する実施計画を策定していなかったため、令和5年3月までに策定することとした。

No.8 機関名:独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

- 啓発活動の実実施計画において、少なくとも四半期に1回程度実施される計画となっていなかったため、令和4年10月に啓発活動の実実施計画を改正した。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

- 要領において、告発の受付から原則30日以内に、調査の要否を判断すると定めていたため、令和4年10月に要領を改正し、「原則」を削除した。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 要領において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出することが定められていなかったため、令和4年10月に要領を改正した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

- マニュアルにおいて、研究者による発注を認める範囲が明確に定められていなかったため、令和4年10月にマニュアルを改正した。

第6節 モニタリングの在り方

【内部監査の実施について】

- 内部監査計画書において、内部監査を一定数実施することが明確に定められていなかったため、令和4年度内部監査計画書(令和5年2月策定予定)から定めることとした。

【コンプライアンス教育における取扱いについて】

- 内部監査結果を構成員に対して周知していなかったため、令和4年11月までに院内会議を通じて周知することとした。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】

- 業者に対し、医局内など特定の場所への立ち入りを規制し、オープンスペースを用いて打合せ等を行うようにしている。また、メールでのやり取りでは、業者と1対1にならないよう、送信先に機関の職員を加えるようにしている。
※取引業者との不正取引を防止する取り組みを行っている。

【物品・役務の発注業務について】

- 例外として研究者による発注を認める場合には、事務部門において研究者に理由を確認のうえ理由書を作成している。
※取引業者との不正取引を防止する取り組みを行っている。

No.9 機関名:独立行政法人国立病院機構東京医療センター

指導・改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【統括管理責任者について】

- 統括管理責任者は、最高管理責任者に対して、不正防止計画などの実施状況を口頭で説明していたが、明確化するため、実施状況を報告書として取りまとめたうえで、令和4年10月に報告した。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

【コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定について】

- コンプライアンス教育や啓発活動を実施していたが、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定していなかったため、令和4年10月に策定した。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

- 規程において、告発の受付から概ね30日以内に、調査の可否を判断すると定めていたため、令和4年10月に規程を改正し、「概ね」を削除した。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 規程において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出することが定められていなかったため、令和4年10月に規程を改正した。

第6節 モニタリングの在り方

【不正発生意因の分析、監査計画の立案について】

- マニュアルにおいて、「監査計画」を立てることを定めていたが作成していなかったため、令和4年10月に策定した。

【内部監査の実施について】

- 内部監査を実施後、監査報告書として取りまとめていなかったため、令和4年10月に作成した。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】

- 構内警備とは別に、全ての取引業者に対して、事務部局において訪問者名簿に記載のうえ訪問先に行くよう指導しており、特定の研究室への出入りが急増していないかなどの確認に利用している。

※取引業者との不正取引を防止する取り組みを行っている。

No.10 機関名:公立小松大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

- 規程において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘の取扱いが定められていなかったため、令和4年10月に規程を改正した。

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規程において、第三者の調査委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならぬことが定められていなかったため、令和4年10月に規程を改正した。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 規程において、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出することが明確に定められていなかったため、令和4年10月に規程を改正した。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

- 発注時に、研究者が特定の業者を指定してきた場合は、理由を確認し、本当に指定業者だけが発注可能なかを業者に確認している。
※特定の業者との関係がないか、発注を行う段階から確認を行い、不正防止に取り組んでいる。

【換金性の高い物品の管理について】

- 年1回、固定資産や換金性の高い物品を含む管理物品等について、適正に管理されているか現物確認を行っている。
※換金性の高い物品の管理を適切に行うことにより、不正防止に取り組んでいる。

No.11 機関名:青森公立大学

指導・改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【最高管理責任者について】

- 令和3年度に「コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画」を策定していたが、最高管理責任者が自ら、啓発活動を定期的実施していなかったため、令和4年8月に開催した研修会において、構成員に対して啓発活動を実施した。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規程において、第三者の調査委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならぬことが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 規程において、「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」、「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。

特徴的な取組事例

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

【物品・役務の検収業務について】

【特殊な役務に関する検収について】

【出張に伴う経費の支払いについて】

- 事務部門において、旅費、契約、支払、検査、物品管理等の手続きを行うにあたり、手引き及びチェックリストを作成し、事務担当者自らがチェックリストを用いて、手続きが適切に実施できているか確認を行うとともに、問題の洗い出しやこれに対する改善点等を明確にし、今後の事務の適正化に資することとしている。

※適切に事務手続きが行われているか、チェックリストを用いて確認を行うことにより、不適切な処理の防止に取り組んでいる。

No.12 機関名:兵庫医科大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

- 規程において、告発等の受付から概ね 30 日以内に、調査の要否を判断すると定めていたため、令和4年9月に規程を改正し、「概ね」を削除した。

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規程において、第三者の調査委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならぬことが定められていなかったため、令和4年 11 月に規程を改正した。

エ 認定

- 規程において、調査委員会が認定する項目として、「不正使用の相当額」が定められていなかったため、令和4年 11 月に規程を改正した。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 規程において、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出することが明確に定められていなかったため、令和4年 9月に規程を改正した。

No.13 機関名:長岡工業高等専門学校

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口において、告発者の保護に関する記載がなかったため、令和5年3月までにホームページに掲載することとした。 <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 調査委員会の設置及び調査 ○ 規程において、機関に属さない第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誓約書に、ガイドラインで定められた事項以外に、公的研究費に係る研修会に参加すること、使用ルール及び事務処理手続の理解に努めること、取引業者との関係を公正に保つことを盛り込んでいる。 ※構成員に、研修会の参加、ルールの理解、取引業者との関係を確認させることにより、不正防止に取り組んでいる。

No.14 機関名:大島商船高等専門学校

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口及び告発等の窓口の仕組みの周知について、方法、告発者の保護を含む手続等の記載がなかったため、令和5年3月までにホームページ等に掲載することとした。 <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 調査委員会の設置及び調査 ○ 規程において、機関に属さない第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
特徴的な取組事例
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透) 【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誓約書に、ガイドラインで定められた事項以外に、公的研究費に係る研修会に参加すること、使用ルール及び事務処理手続の理解に努めること、取引業者との関係を公正に保つことを盛り込んでいる。 ※構成員に、研修会の参加、ルールの理解、取引業者との関係を確認させることにより、不正防止に取り組んでいる。 <p>第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインに記載された項目のみではなく、内部監査の結果や発生した不適切事案等を勘案し、内部監査項目としてチェックシートを作成している。 ※確認する項目、観点を明確化することで、監査の質を一定に保っている。

No.15 機関名:山形大学

指導・改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

【最高管理責任者について】

- 策定した基本方針や具体的な不正防止対策の実施状況や効果等について、役員等と議論を深めていなかったため、令和4年11月までに役員会で実施することとした。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

- 機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む)の実施状況を確認していなかったため、令和4年12月までに確認することとした。

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 不正防止計画が、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとなっていなかったため、令和4年11月までに不正防止計画を改正することとした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- マニュアルにおいて、成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが明記されていなかったため、令和5年3月までにマニュアルを改正することとした。

第6節 モニタリングの在り方

【内部監査の実施について】

- 監査実施要領において、内部監査を一定数実施することが明確に定められていなかったため、令和4年11月までに監査実施要領を改正することとした。

特徴的な取組事例

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 不正防止推進部署及び内部監査部門が連携して、モニタリングや内部監査の結果から、不正を発生させる要因の調査・分析を行うほか、直接確認するため、年1回、内部監査時に各キャンパスを訪問し、抽出した一部の教職員からの意見聴取も行っている。

※直接、教職員からの意見を聴取することにより、より細かな不正発生要因の把握に努め、不正防止に取り組んでいる。

No.16 機関名:岩手大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

ア 告発等の取扱い

- 規則において、本調査を実施しない場合の配分機関への報告について定められていなかったため、令和5年3月までに規則を改正することとした。

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規則において、調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと、機関に属さない第三者の委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならないことが定められていなかったため、令和5年3月までに規則を改正することとした。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 規則において、「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する」、「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことが明確に定められていなかったため、令和5年3月までに規則を改正することとした。

No.17 機関名:筑波大学

指導・改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 イ 調査委員会の設置及び調査 ○ 要項において、調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこと、機関に属さない第三者の委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならないことが定められていなかったため、令和4年12月までに要項を改正することとした。</p>
特徴的な取組事例
<p>第6節 モニタリングの在り方 【専門的知識を有する者の活用について】 ○ 公的研究費の内部監査に係る業務支援として監査法人との間で契約を締結し、大学から監査法人にデータを提供して、実態に即した不正を発生させるリスク要因を洗い出してもらうとともに、内部監査部門が実施する内部監査に同行して、伝票調査、部局や研究者へのヒアリング、物品等の現物確認を行うとともに、内部監査部門の職員に対してヒアリングや証憑突合等に関する技術的助言を行っている。 ※専門的知識を有する者からの助言を活かして、内部監査を実施している。</p>

No.18 機関名:茨城県立医療大学

指導・改善事項
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 ○ 啓発活動について、会議において実施していたが、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員の当該会議への参加が必須ではなかったため、令和4年11月から参加が必須である構成員に対し周知、徹底することとした。</p>
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 ○ 相談窓口及び告発窓口について、告発者の保護を含む手続きについて、ホームページに記載していなかったため令和4年10月に追記した。</p>
<p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ア 告発等の取扱い ○ 要領において、告発の受付から原則30日以内に、調査の要否を判断すると定めていたため、令和4年12月に要領を改正し、「原則」を削除することとした。</p>
<p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 ○ 不正発生要因について、体系的整理・分析による検討結果が不正防止計画に反映されていなかったため、令和4年12月に不正防止計画を改正し、適切に反映することとした。</p>
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 大学としての処分方針を定めておらず、誓約書等の提出についても求めていなかったため、令和4年12月までに処分方針を定め、周知するとともに誓約書等の提出を求めることとした。</p>

No.19 機関名:神奈川大学

指導・改善事項

- 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】
- ア 告発等の取扱い
- 規程において、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断することが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
- イ 調査委員会の設置及び調査
- 規程において、学内関係者も調査委員会の委員として定めているが、「調査委員会は、本学、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者」と定めており矛盾していたため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
- エ 認定
- 規程において、調査委員会が認定する項目として、「不正使用の相当額」が定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
- オ 配分機関への報告及び調査への協力等
- 規程において、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告することが定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
- 第4節 研究費の適正な運営・管理活動
【業者に提出を求める誓約書等について】
- 業者に提出を求める誓約書において、不正に関与しないこと、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力することが明記されていなかったため、令和5年3月までに誓約書を改めることとした。

特徴的な取組事例

- 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
- 2 ルールの明確化・統一化
【ルールの周知について】
- アルバイト従事者(学生)用として、①研究費不正とは何か、不正と感じたら迷わず教員(指揮命令者)ではなく事務局に相談すること②勤務実態確認のため抜き打ちで勤務場所を事務局担当者が訪問することがあることを説明したリーフレットを作成し、雇用契約締結時に交付して説明を行っている。
※学生に対して、リーフレットを使用して説明することにより、学生が不正使用に巻き込まれることがないように防止対策を講じている。

No.20 機関名:関西医科大学

指導・改善事項

- 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
- 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)
【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】
- 誓約書において、不正を行わないこと、規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担することが明記されていなかったため、令和5年3月までに誓約書を改めることとした。
- 4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
【告発窓口等について】
- 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口において、具体的な利用方法(連絡先、告発・相談の方法等)、告発の方法、告発者の保護を含む手続等に関する記載がなかったため、令和5年3月までにホームページに追記することとした。
- 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】
- ア 告発等の取扱い
- 規程において、「通報」に報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含むことが明確に定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
- オ 配分機関への報告及び調査への協力等
- 規程において、「調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する」、「調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことが明確に定められていなかったため、令和5年3月までに規程を改正することとした。
- 第4節 研究費の適正な運営・管理活動
【業者に提出を求める誓約書等について】
- 業者に提出を求める誓約書において、機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないことが明記されていなかったため、令和5年3月までに誓約書を改めることとした。

特徴的な取組事例

- 第6節 モニタリングの在り方
【専門的知識を有する者の活用について】
- 例年、機関の会計監査を行う監査法人から公認会計士1~2名が立ち会い、助言等を得ることで質の高い内部監査となるようにしている。なお、新型コロナウイルス感染が蔓延した期間は、感染防止対策のため、立ち会いは中止となったが、内部監査の実施方法について意見を受けている。
※外部の専門的知識を有する者から助言を受け、内部監査を実施している。

No.21 機関名:久留米大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

イ 調査委員会の設置及び調査

- 規程において、第三者の調査委員は、機関と直接の利害関係を有しない者でなければならぬことが定められていなかったため、令和4年10月に規程を改正した。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 規程において、最終報告書に不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含むことが定められていなかったため、令和4年10月に規程を改正した。

特徴的な取組事例

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

2 ルールの明確化・統一化

【ルールの周知について】

- ルールの全体像を体系化した「研究活動の不正防止及び研究倫理リーフレット」を、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に配付(4月及び10月)し、周知を図っている。
※構成員全員にルールの全体像を示したリーフレットを配付、周知することにより、不正防止に取り組んでいる。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 業者向けに公的研究費の不正使用防止に関する研修会を行っている。対象業者は、科学研究費及びAMEDにおける取引業者のうち、過去3年間で年間30万円以上の取引実績がある業者としている。参加対象とならない業者に対しては、ホームページの他、指名競争参加を希望する業者に対して2年に一度書類提出を求める際に、提出依頼に含めて記載し周知している。
※業者向けの研修会を開催することにより、不正防止に取り組んでいる。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】

- 月に一度程度、部門を指定して、内部監査室の職員が現場を訪問し、消耗品、試薬等について、購入後に抜き打ちで現物確認を行っている。
※購入物品などが適切に使用・管理されているか、抜き打ちによる内部監査が実施されている。